

第2次佐賀県再犯防止推進計画

令和6年4月

佐賀県

目 次

はじめに	1
I 再犯防止推進計画策定の目的	5
第1 佐賀県再犯防止推進計画の位置付け	
第2 基本理念と基本方針	
第3 計画期間	
II 第1次佐賀県再犯防止推進計画の振り返り	7
第1 成果指標	
第2 主な取組	
第3 課題	
III 再犯の防止等に関する施策の指標	8
第1 再犯防止等に関する施策の成果指標	
第2 再犯防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	
(1) 就労・住居の確保等関係	
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進関係	
(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係	
(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進関係	
(5) 国、市町及び民間団体との連携強化関係	
IV 今後取り組んでいく施策	13
第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	13
1. 就労の確保	13
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
2. 住居の確保	17
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	23
1. 高齢者又は障害者等への支援	23
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	

(4) 県の施策	
2. 薬物依存症者への支援	26
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
第3 学校等と連携した修学支援の実施のための取組	31
1. 学校等と連携した修学支援の実施のための取組	31
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	35
1. 特性に応じた効果的な指導の実施等	35
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	38
1. 民間協力者の活動の促進	38
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
2. 広報・啓発活動の推進	41
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	
第6 国、市町及び民間団体との連携強化等のための取組	44
1. 国、市町及び民間団体との連携強化等	44
(1) 現状と課題	
(2) 国の取組	
(3) 県内関係機関・団体等の取組	
(4) 県の施策	

【参考】佐賀県の再犯防止の流れ	12
【参考】佐賀県の基礎データ	47
【参考】県の実施一覧	49
【参考】佐賀県再犯防止推進協議会構成機関・団体一覧	54
【参考】再犯の防止等の推進に関する法律	55

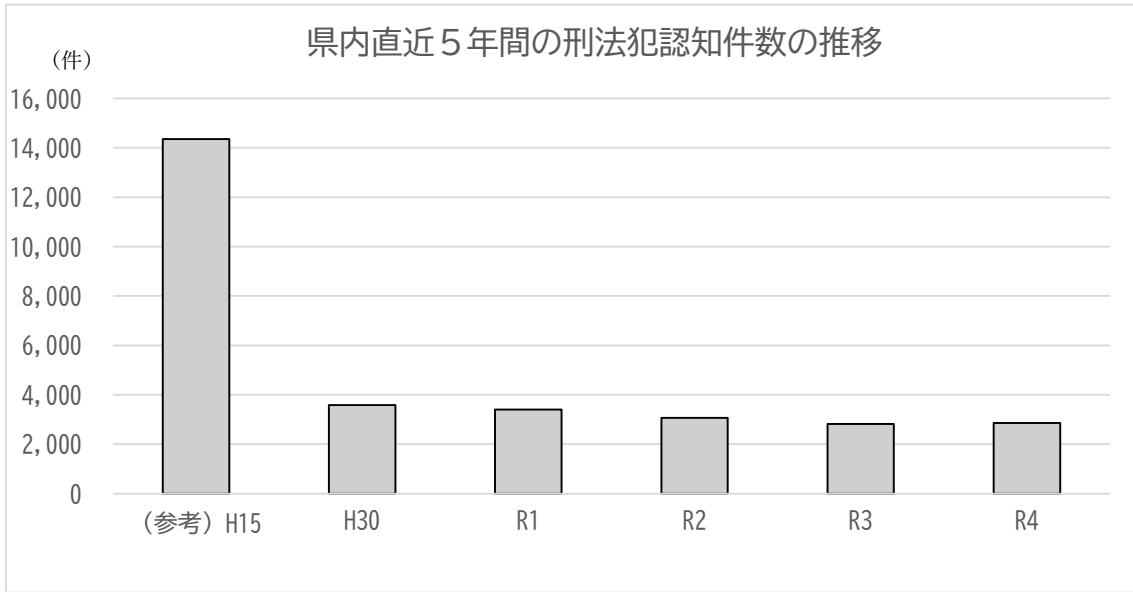
はじめに

- 佐賀県における刑法犯^(注1)認知件数は、平成15年の14,351件をピークに年々減少傾向にあり、令和4年は2,861件と、ピーク時の約5分の1を記録しました。
- 一方で、佐賀県内における刑法犯及び特別法犯^(注1)検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が50%付近を推移し、「再犯の防止」は佐賀県における地域の安全にとっても重要な課題となっています。
- こうした中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める」ことが明記されました。
- これを踏まえ本県では、平成31年4月に「佐賀県再犯防止推進計画」を策定しました。
- また、国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、基本的な方向性として「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。」など3つを取りまとめ、7つの重点課題に対し96の施策を設定し、より再犯防止の取組を深化させ、推進していくこととしています。
- これを受けて、佐賀県では、「佐賀県再犯防止推進計画」の計画期間終了に伴い、より一層県民の理解と協力を得つつ、地方行政に課せられた役割を踏まえて、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援し、県民が誰一人として孤立することのない安全・安心な県づくりを行っていくため、「第2次佐賀県再犯防止推進計画」を策定します。

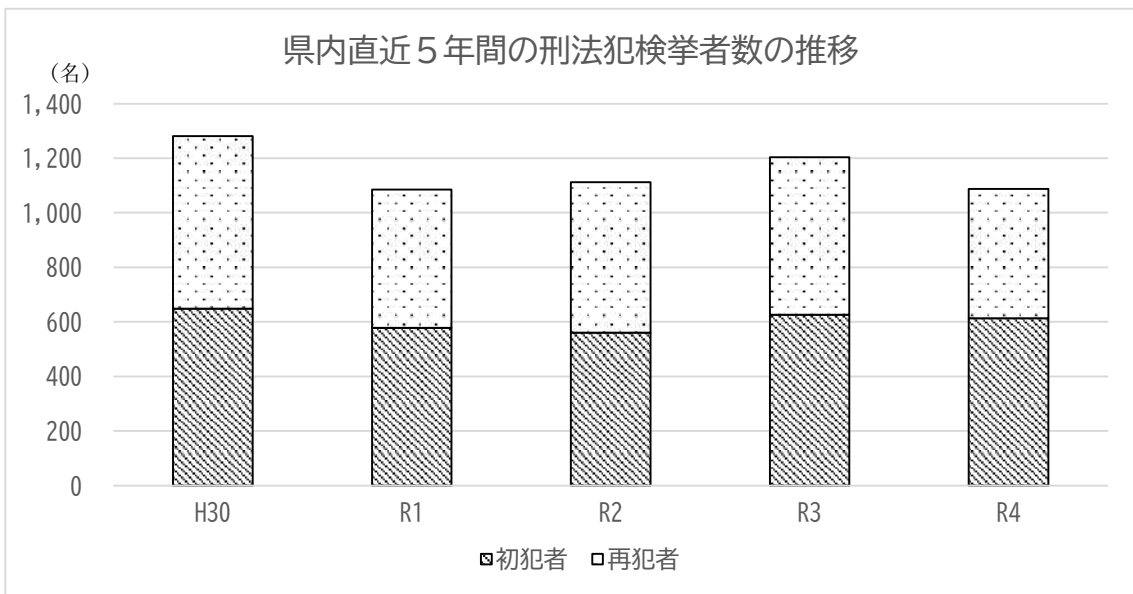
■用語の説明■

（注1）刑法犯、特別法犯

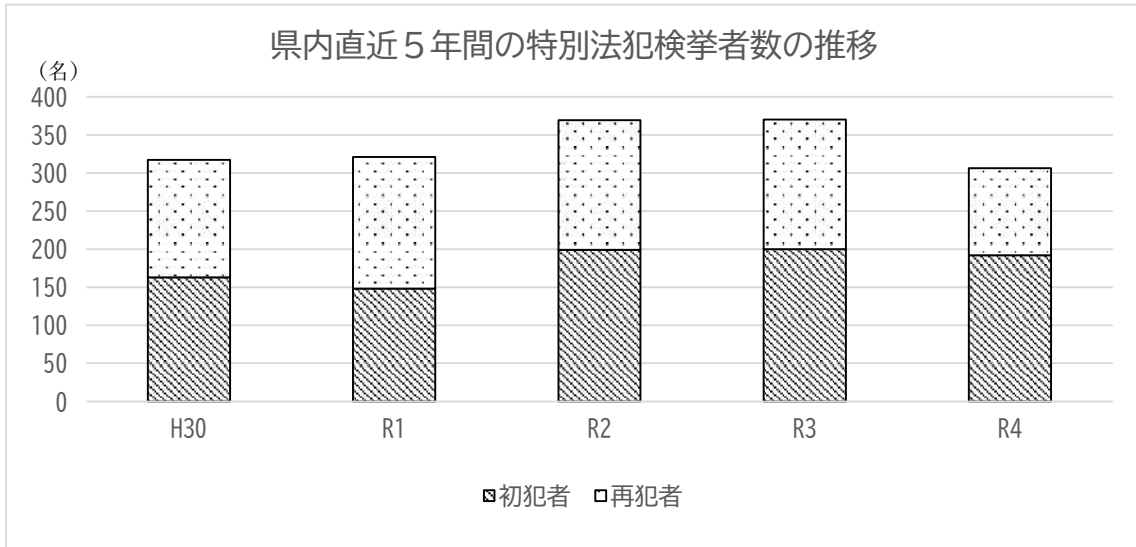
刑法犯は、凶悪犯や粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のことをいう。これは、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味し、また刑法犯全体から交通関係業過（交通事故によって人を死傷させた過失犯）を除いたものを「一般刑法犯」、刑法犯以外の犯罪を「特別法犯」と言う。



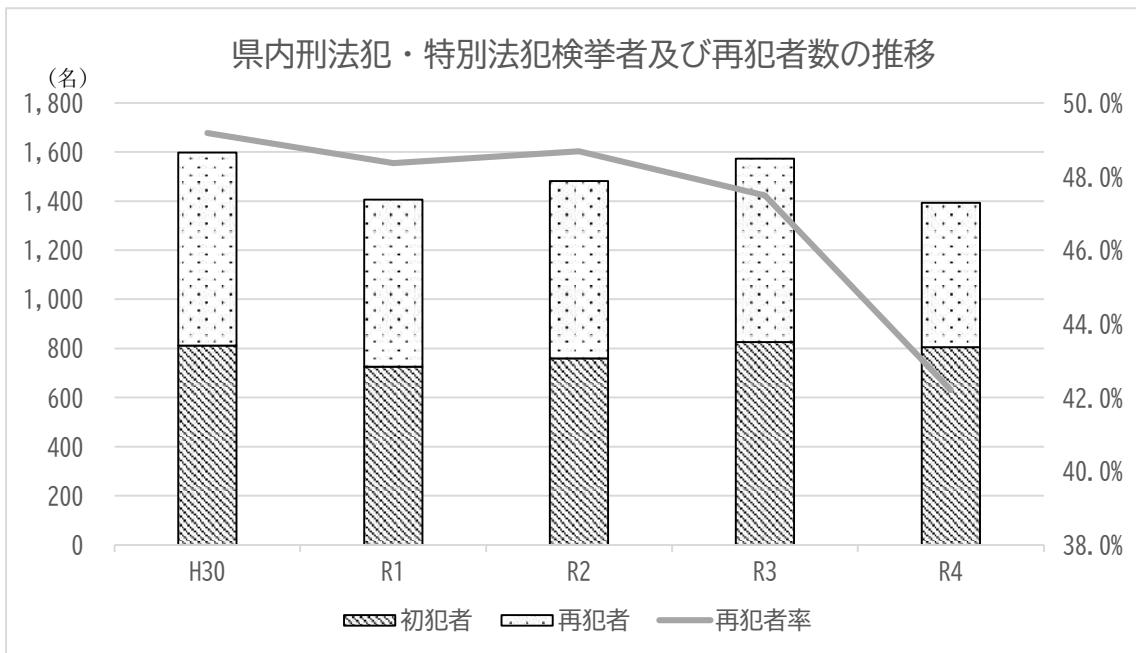
年	平成 15 年 (2003 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
刑法犯認知 件数 (件)	14,351	3,581	3,400	3,069	2,821	2,861



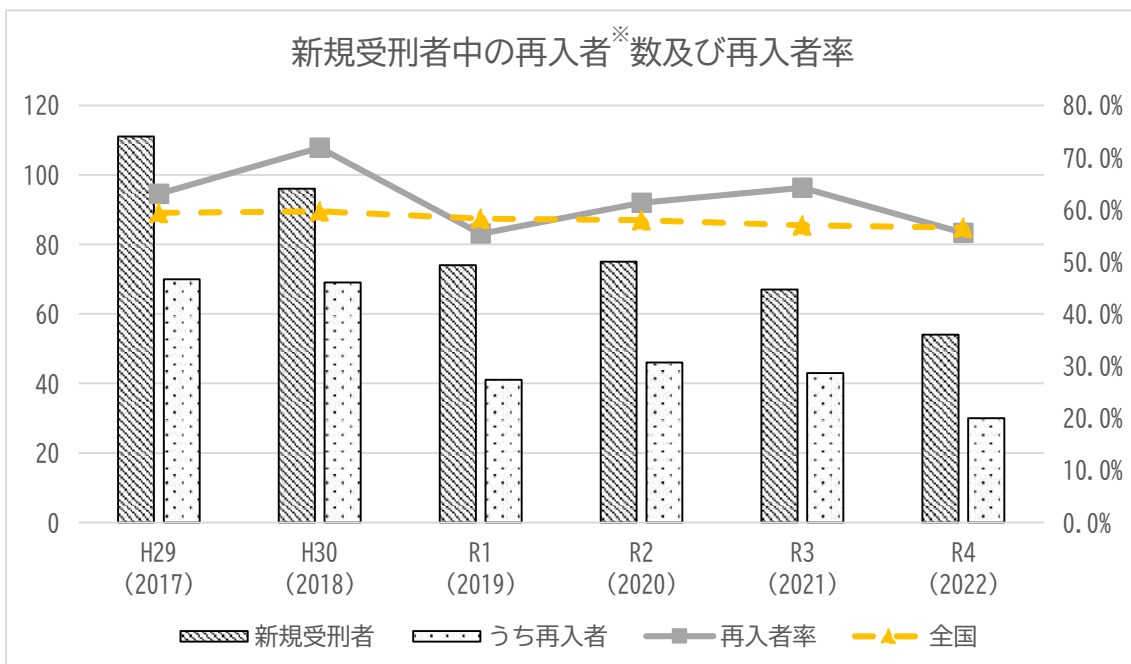
年	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
刑法犯検挙者数 (名)	1,281	1,085	1,112	1,203	1,087
うち再犯者数 (名)	632	507	551	577	474
再犯者率	49.3%	46.7%	49.6%	48.0%	43.6%



年	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
特別法犯検挙者数(名)	317	321	369	370	306
うち再犯者数(名)	154	173	170	170	114
再犯者率	48.6%	53.9%	46.1%	45.9%	37.3%



年	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
検挙者数(名)	1,598	1,406	1,481	1,573	1,393
うち再犯者数(名)	786	680	721	747	588
再犯者率	49.2%	48.4%	48.7%	47.5%	42.2%



年	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
新規受刑者数 (名)	111	96	74	75	67	54
うち再入者数 (名)	70	69	41	46	43	30
再入者率 ^(注2)	63.1%	71.9%	55.4%	61.3%	64.2%	55.6%
再入者率 ^(注2) (全国平均)	59.4%	59.7%	58.3%	58.0%	57.0%	56.6%

※再入所に係る犯行時の居住地が佐賀県である者

【出典：法務省提供データ】

■用語の説明■

(注2) 再入者、再入者率

「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 佐賀県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）のうち、支援が必要な者とします。

第2 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かり合う共生のまち“さが”の実現
～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

(2) 基本方針

本計画においては、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日策定）に記載されている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となるよう、次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 国、市町及び民間団体との連携推進

第3 計画期間

この計画の期間は、令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。

【参考】国の第二次再犯防止推進計画に記載されている5つの基本方針と7つの重点課題

(5つの基本方針)

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(7つの重点課題)

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

II 第1次佐賀県再犯防止推進計画の振り返り

第1 成果指標

第1次佐賀県再犯防止推進計画の成果指標に設定していた再犯者数について、令和4年の刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数は588人となり、目標の628人を下回り、目標を達成しました。

第2 主な取組

- 佐賀県再犯防止推進協議会において、国の機関や更生保護関連団体、民間団体などとの関係構築を図り、意見交換や情報共有を行うなど、連携の基盤を作りました。
- 地域生活定着支援センターの運営を社会福祉士会へ委託、薬物依存症関連の電話相談窓口を佐賀ダルクへ委託するなど、関係団体などと連携し再犯防止施策に取り組んでいます。
- 「社会を明るくする運動」では知事から直接メッセージを伝達し、庁舎内に受刑者の作品を展示するなどし、更生保護や再犯防止に係る普及・啓発を行っています。
- 佐賀県再犯防止推進協議会において、構成機関・団体の意見をもとに、矯正施設出所者を対象とした相談窓口などを記載したリーフレットを作成しました。

第3 課題

刑法犯・特別法犯認知件数、検挙者数は全国でも減少傾向にあり、佐賀県においても同様に刑法犯、特別法犯の検挙者数、再犯者数、再犯者率は減少傾向となっています。

しかし、再犯者が占める割合は半数近くと高い割合を推移しており、依然再犯防止の取組を推進していく必要があります。

今後、国や市町、関係機関・団体などとの更なる連携による取組の促進や、高齢者や薬物事犯者等再犯率の高い特性を持つ者に対する、特性に応じた取組など、再犯をした者等が自立し地域社会に受け入れられ定着していくための、息の長い支援が必要です。

Ⅲ 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

新受刑者中の再入者[※]率について、2028年度末までに計画期間の平均再入者率を55%以下にする。(過去5年間平均：H29年～R3年平均63.2%)

※再入所に係る犯行時の居住地が佐賀県内である者
【出典：法務省提供データ】

第2 再犯防止に関する施策の動向を把握するための参考指標(佐賀県の現状(データ))

県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

(1) 就労・住居の確保等関係

① 協力雇用主の状況

- ・ 協力雇用主数^(注3) 195社
- ・ 実際に雇用している協力雇用主数 9社(全体の4.6%)
- ・ 協力雇用主に雇用されている出所者等数 10名

【出典：佐賀保護観察所^(注4)調査 令和4年4月1日時点】

② 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

- ・ 25名(全体の29.8%)

【出典：法務省提供データ(令和4年中)】

③ 県内所在刑務所における満期出所者(44名)のうち、帰住先がない者の数

- ・ 1名(全体の2.3%)

(佐賀少年刑務所21名中0名、麓刑務所23名中1名)

【出典：佐賀少年刑務所調査及び麓刑務所調査(令和4年)】

(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進関係

① 特別調整^(注5)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った件数

- ・ 81件【出典：佐賀県地域生活定着支援センター^(注6)調査(令和4年中)】

② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

- ・ 1名・2.1%

【出典：佐賀保護観察所調査(令和4年)】

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- ① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、
出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率
 - ・ 0名・0% 【出典：佐賀保護観察所調査（令和4年）】
- ② 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合
 - ・ 0名・0%（在学中） 【出典：佐賀保護観察所調査（令和4年）】
- ③ 矯正施設^(注7)における高等学校卒業程度認定試験の受験状況
 - ・ 受験者数 14名（佐賀少年刑務所10名、麓刑務所4名）
 - ・ 合格者数 4名（佐賀少年刑務所4名、麓刑務所0名）
 - ・ 合格率 28.6%（佐賀少年刑務所40%、麓刑務所0%）【出典：佐賀少年刑務所調査及び麓刑務所調査（令和4年）】

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進関係

- ① 保護司^(注8)の状況
 - ・ 定数 550名
 - ・ 現員数 514名
 - ・ 充足率 93.5% 【出典：佐賀保護観察所（令和4年）】
- ② “社会を明るくする運動”^(注9)行事参加者数
 - ・ 6,960名 【出典：佐賀保護観察所調査（令和4年度）】

(5) 国、市町及び民間団体との連携強化関係

- ① 地方再犯防止推進計画を策定している市町の数及びその割合
 - ・ 5市町・25.0% 【出典：佐賀県社会福祉課調査（令和4年度）】

■用語の説明■

(注3) 協力雇用主

犯罪をした者等の自立や社会復帰に協力することを目的として、その事情を理解した上で犯罪をした者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

(注4) 保護観察所

法務省の地方支分部局として、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれた更生保護の第一線の実施機関。保護観察所には国家公務員である保護観察官が配置され、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行っている。

保護観察所の主な業務である保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施している。

(注5) 特別調整

矯正施設に収容されている、①おおむね 65 歳以上の高齢者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、②釈放後の住居がなく、③釈放後に福祉サービス等が必要であり、④本人が希望し個人情報提供に同意している者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組である。地域生活定着支援センターと矯正施設、保護観察所等が連携して実施している。「出口支援」とも言われる。

なお、保護観察所は、適当な釈放後の住居があるものの、高齢又は障害により、釈放後に当該住居に居住しながら福祉サービス等を受けることが必要であると認めるときは、地域生活定着支援センターの長に対して協力を求めて、釈放後に福祉サービス等を受けられるように調整しており、これを一般調整という。

(注6) 地域生活定着支援センター

厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県に設置され（佐賀県では、平成 21 年に設置）、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的知識を持つ職員が配置されている。地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設の被収容者について、受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援を行うほか、矯正施設からの出所者を受け入れた社会福祉施設等に対する助言等を行うなど、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施している。

■用語の説明■

(注7) 矯正施設

犯罪や非行のある者を収容し、改善更生のための処遇を行う施設のこと。刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所がある。県内には、佐賀少年刑務所、麓刑務所、佐賀少年鑑別所が設置されている。

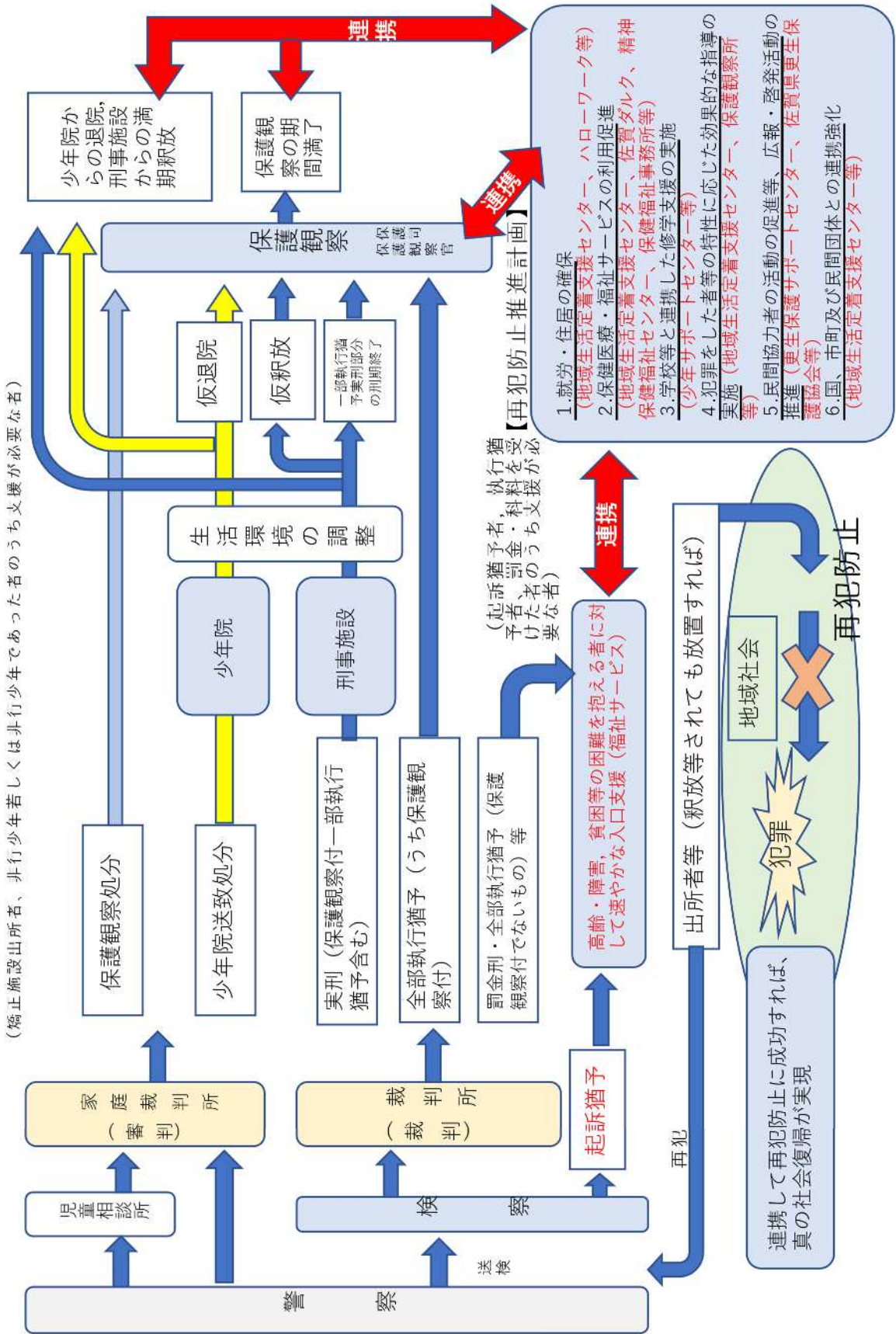
(注8) 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、その身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。保護司は全国を 886 の区域に分けて定められた保護区に配置され、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。佐賀県では、県内 8 つの保護区がある。

(注9) “社会を明るくする運動”

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱している。

再犯防止の流れ



IV 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

1 就労の確保

(1) 現状と課題

全国の刑事施設^(注10)入所者のうち、犯行時に無職であった者の割合は、再入者の割合は初入者の割合に比べ高くなっており、7割以上となっています。(令和4年版犯罪白書より)

佐賀県内においては、令和4年の刑法犯検挙者1,087名のうち473名が検挙時に無職(全体の43.5%)となっており、4割以上を占めています。(図1)。また、令和4年中に保護観察を終了した者84名のうち25名が無職でした(全体の29.8%)(図2)。

一方、県内の協力雇用主は、令和4年4月1日時点で195社ですが、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主は9社、実際に雇用されている出所者等の数は10名となっており、協力雇用主数は増加傾向にあるものの、実際に出所者等を雇用しても短期間で辞めてしまう等の課題があります。

また、対象者の事情等でハローワーク^(注11)になかなか来所しないという実情や、希望する職種がなくマッチングが難しく、就労できても定着しない等の課題が挙げられます。そのため、協力雇用主の業種の拡大、コミュニケーション能力の向上等職場定着のための職業訓練等、犯罪をした者等が雇用され、定着するための取組が必要です。

■用語の説明■

(注10) 刑事施設

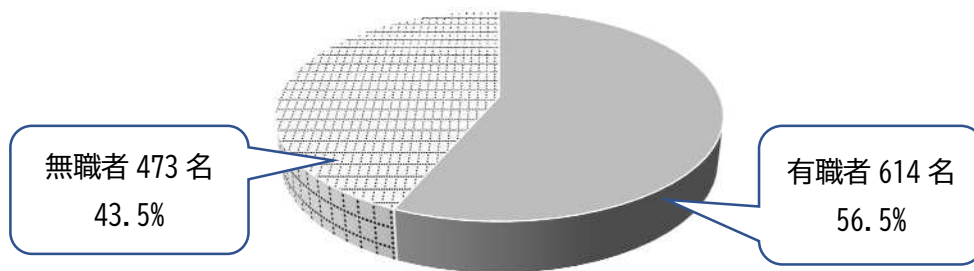
刑事施設には、刑務所、少年刑務所、及び拘置所の3種類がある。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

(注11) ハローワーク(公共職業安定所)

事業主からの求人を、求職登録している求職者に提供し、職業相談・職業紹介を行っているほか、雇用保険、各種助成金なども取り扱っている。

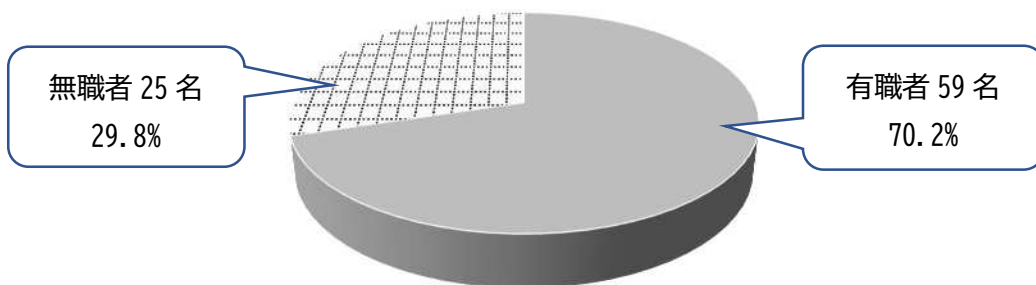
また、犯罪をした者等を雇用しようとする事業主に受刑者等専用求人の申し込みを受け付けたり、矯正施設や保護観察所と連携してマッチング等を行うなどの取組も行っている。

図1：令和4年中の刑法犯検挙者数中の有職者・無職者の割合



【出典：佐賀県警調査】

図2：令和4年中に保護観察を終了した者のうち、有職者と無職者の割合



【出典：法務省提供データ】

(2) 国の取組

就労の確保について、国は、第一次計画において、刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）^(注12)の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入に取り組んできました。

また、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等にも努めてきました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画では、刑事施設における社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施、雇用ニーズに合わせた職業訓練等の充実、寄り添い方型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な業種の協力雇用主の開拓及びその支援の充実などに取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

- ・佐賀保護観察所：

特定非営利活動法人「佐賀県就労支援事業者機構^(注13)」(以下「佐賀県機構」という。)と連携して協力雇用主の確保・支援に取り組んでいるほか、ハローワークの専門の担当者による保護観察対象者等への職業相談や就労に向けた支援に参画します。

- ・麓刑務所：

就労支援専門官による就労支援や、在所中面接の実施及び採用決定、企業説明会の実施などを実施します。

- ・佐賀少年刑務所：

定職に就かないことが原因で犯罪に及んだと思われる受刑者に対し、職場定着への指導を行うとともに、本人からの希望があれば、在所中に企業による採用面接を実施し、内定を得て出所させることを目指しているほか、11 種目の職業訓練を実施し、職業的技能的付与を行います。

- ・佐賀少年鑑別所（さが法務少年支援センター）^(注14)：

「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対策者及び雇用主等に対する心理的支援等を実施します。

- ・佐賀労働局（ハローワーク）：

刑務所出所者等就労支援事業において、刑務所出所者等への職業相談・紹介や出所者等を雇用する事業所の求人開拓等を実施しており、佐賀少年刑務所への巡回相談や職業講話等を行います。

- ・佐賀県機構：

協力雇用主の開拓、保護観察対象者等を雇用した事業主に対する助成事業、刑務所等と連携した就労支援セミナー開催等の支援に取り組めます。

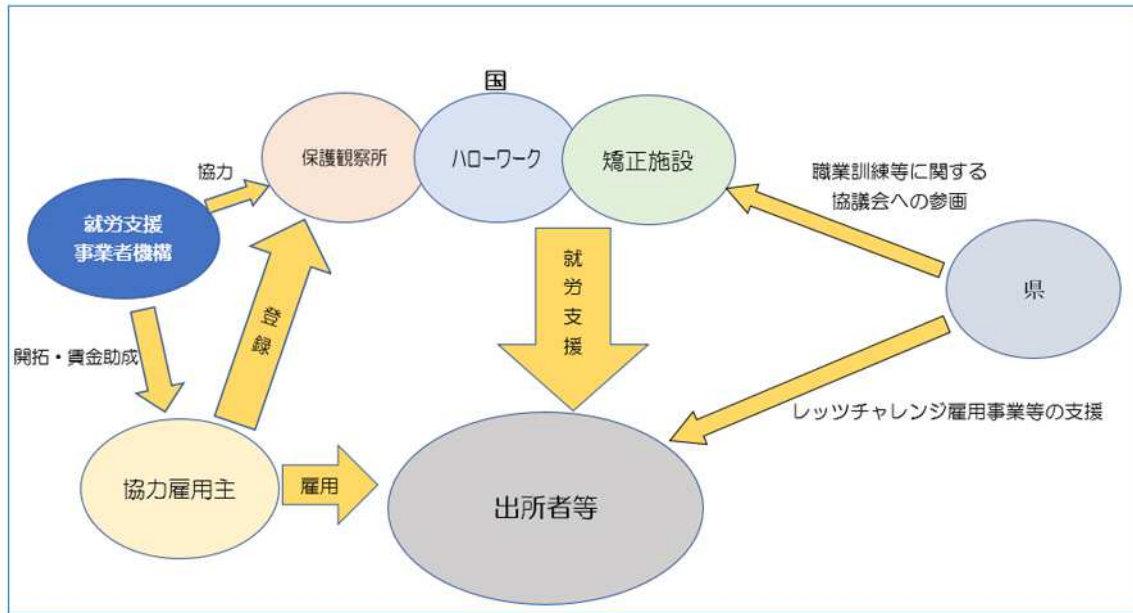
(4) 県の施策

- ・平成 21 年度より実施している、障害者や難病患者、DV 被害者のほか、刑務所出所者等が対象となる「レッツチャレンジ雇用事業^(注15)」に今後も継続して取り組み、刑務所出所者等を雇用する事業者を支援することで、刑務所出所者等の社会的弱者の就労の促進を図ります。(障害福祉課)

- ・生活困窮者自立支援制度^(注16)のうち「就労準備支援事業」を活用して、一般就労が困難な人に対する就労支援に取り組んでいます。また、犯罪をした者等へ生活自立支援センター^(注17)相談窓口の周知を行います。(社会福祉課)

- ・矯正施設が開催する就労支援フェスタや、職業訓練等に関する協議会へ参画し、県で行う職業訓練業務のノウハウ等を共有することで、再犯防止に向けた就労を支援していきます。(産業人材課)

就労の確保（イメージ図）



■用語の説明■

（注 12）矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）

全国 8 か所の全ての矯正管区に設置されている。受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。

（注 13）佐賀県就労支援事業者支援機構

昭和 54 年に結成された佐賀県更生保護職業補導協会を前身とし、協力雇用主の拡大と雇用主相互の連絡調整を行う組織。平成 21 年から NPO 法人として活動している。

（注 14）さが法務少年支援センター

少年鑑別所法に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる。主な支援として、①能力・性格の調査、②問題行動の分析や指導方法の提案、③子どもや保護者に対する心理相談、④事例検討会等への参加、⑤研修・講演、⑥法教育授業等、⑦地域の関係機関等が主催する協議会への参画、⑧成人に対する心理相談、問題行動の分析、などの支援を心理学等の専門家が行っている。

■用語の説明■

(注 15) レッツチャレンジ雇用事業

障害者や難病患者、DVの被害者のほか刑務所出所者等の社会的弱者の就労の促進を図る県独自の雇用事業。支援対象者の給与等だけでなく、職場での実習経費や職場外研修経費を事業主に対して委託料として支払う取組。契約期間は3ヶ月。

(注 16) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に開始された、様々な理由により生活に困っている方が、地域の中で安心して自立した生活ができるよう、主に人的支援を行うことにより自立の促進を図る制度。

(注 17) 生活自立支援センター

生活困窮者自立支援法で福祉事務所設置自治体に設置が義務付けされている、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う自立相談支援機関の通称。

2 住居の確保

(1) 現状と課題

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮出所者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために重要です。

佐賀県内においては、令和4年中に佐賀少年刑務所を出所した129名のうち、帰住先がない者は0名・0%で、同年中に麓刑務所を出所した143名のうち帰住先がない者は1名・0.7%でした。また、雇用主のもとへ住込就労した者や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所した者等の数は下表、割合は図3のとおりで、令和4年に適当な帰住先につながらなかった者は1名にとどまっています。

犯罪をした者等が自ら住居を確保するには困難な場合が多く、これらの取組において、入居の際の「保証人」や「初期費用」の確保、生活保護手続のサポートなどの課題に取り組んでいます。しかしながら、これらの取組は本人の希望も要件となるため、申し出がない場合や本人が拒否してしまうと支援を行うことができないという根本的な問題があります。

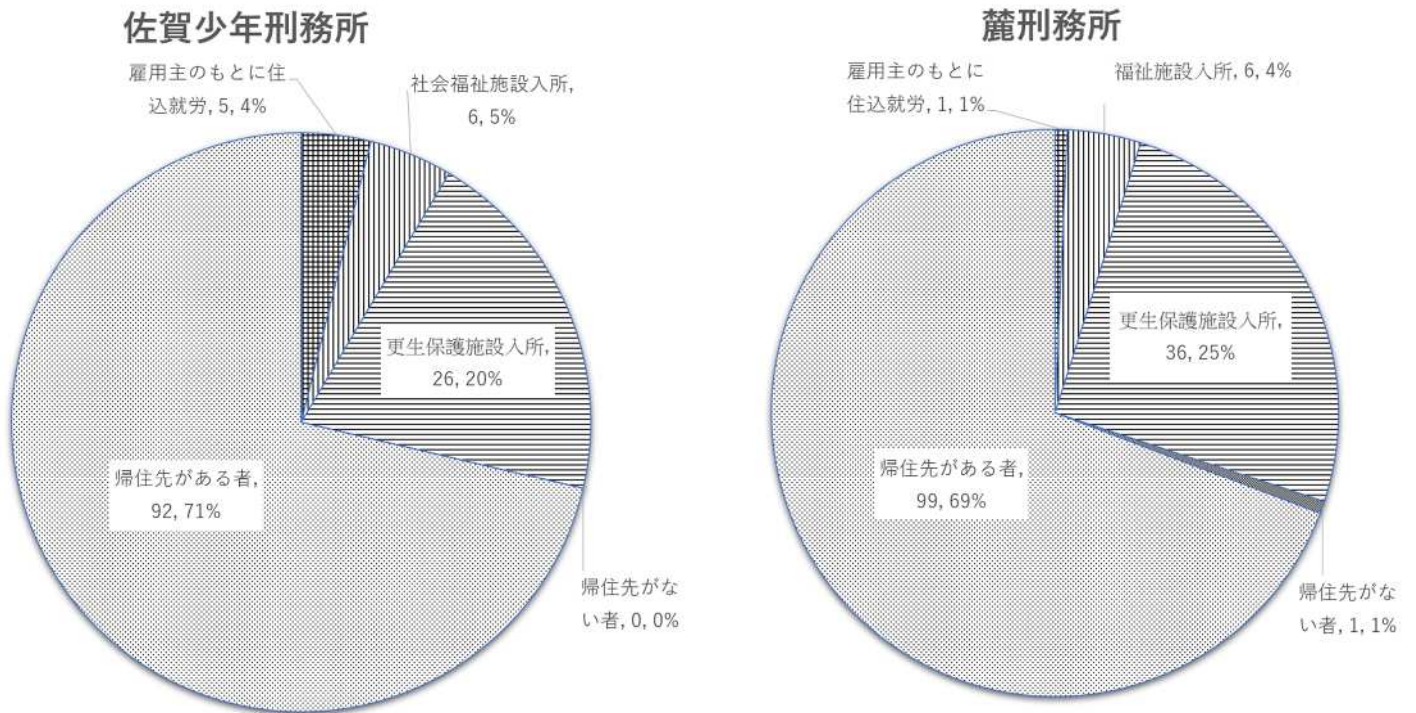
また、出所後雇用主のもとに住込就労しても短期間で離職してしまったり、更生保護施設入所後の居住先が決まらない等の問題があります。

表：令和4年中に県内矯正施設を出所した者の帰住先

	佐賀少年刑務所		麓刑務所	
	満期釈放	仮釈放	満期釈放	仮釈放
雇用主のもとに住込就労した者	1名	4名	0名	1名
社会福祉施設に入所した者	4名	2名	5名	1名
更生保護施設に入所した者	3名	23名	4名	32名
帰住先がない者	0名	(※) 0名	1名	(※) 0名
「家族、知り合いのもとに帰住する」と答え、帰住先がある者等	13名	79名	13名	86名
合 計	21名	108名	23名	120名

※：「仮釈放」は保護観察がつくため、必ず身元引受人（帰住先）が存在する。

図3：令和4年中に県内矯正施設を出所した者の帰住先等



【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

(2) 国の取組

住居の確保等について、国は、第一次計画では、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設^(注18)の受け入れ機能の強化や自立準備ホーム^(注19)の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組や、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における基盤の確保のための居住支援法人との連携方策の検討等に取り組んできました。

しかしながら、依然として満期釈放者のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まないなどの課題があります。

これらの現状を踏まえ、第二次計画では、更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇を行うための体制の整備や、地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供などに取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・佐賀保護観察所：

刑務所や少年院に入所している人のうち家族や親族等の適当な帰住先がない人について、更生保護施設佐賀県恒産会^(注20)(図4)や自立準備ホームに一時的に受け入れる取組を行います。また、高齢者や障害のある人のうち、円滑な社会復帰のために特別の配慮や保健医療・福祉サービス等の支援が必要な人に対しては、県の地域生活定着支援センターに協力を依頼し、福祉施設等への入所等の調整を行います。

・佐賀県恒産会：

佐賀県恒産会は、更生保護施設として、行き場がない刑務所出所者等を受け入れて自立に必要な指導や援助等を行っており、宿泊場所や食事の提供など、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤を提供します。

・地域生活定着支援センター：

検察庁、保護観察所、地方公共団体、保健医療・福祉関係機関等と連携し、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者への帰住地調整支援や、矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言を行います。

■用語の説明■

(注 18) 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者又は刑務所からの満期釈放者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。全国に 103 の施設がある。県内には佐賀県恒産会の 1 施設がある。

(注 19) 自立準備ホーム

刑務所や少年院などを出所（出院）した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。NPO 法人や社会福祉法人などが管理する施設の空きベッド等を活用する。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の提供と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する。

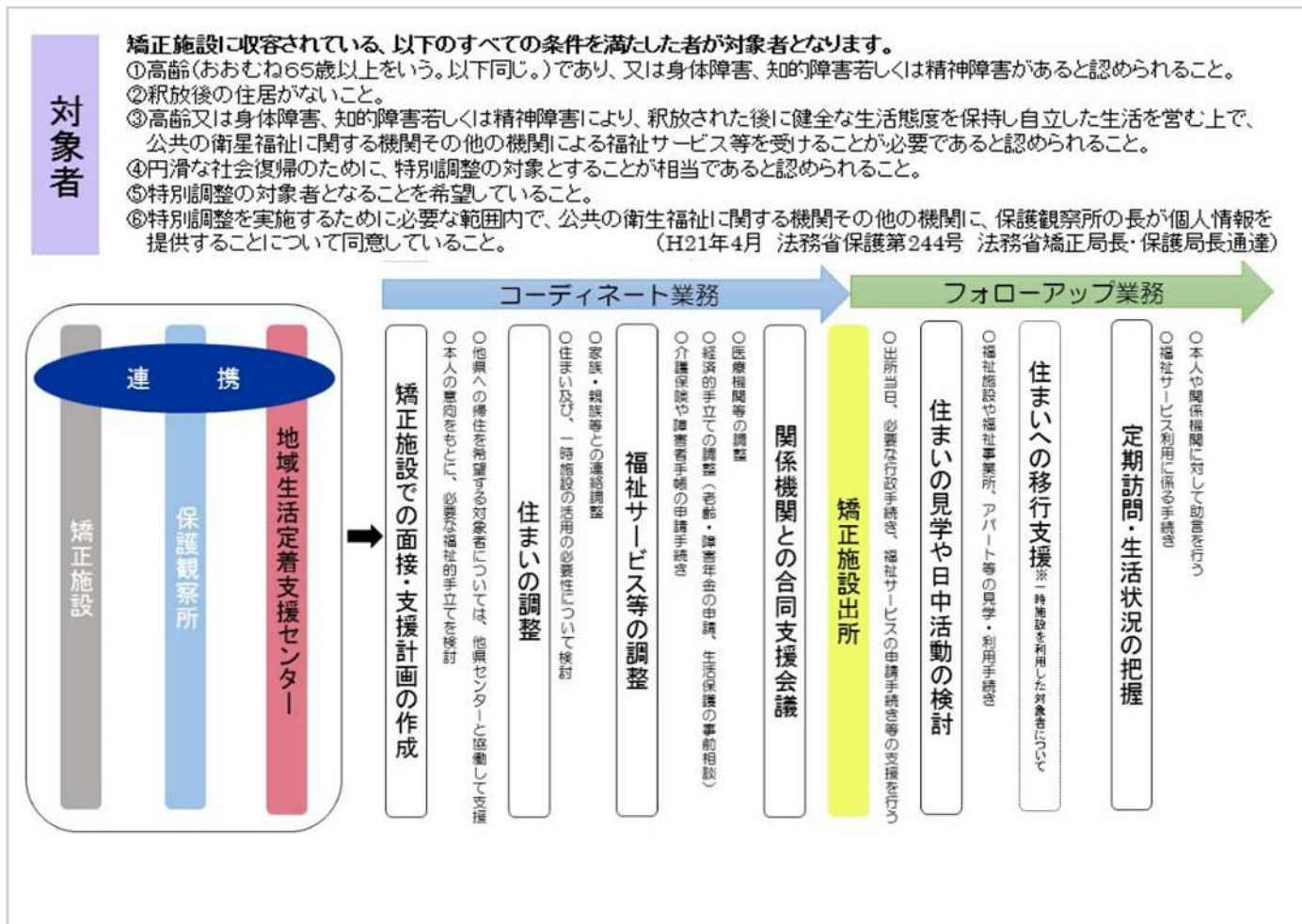
(注 20) 佐賀県恒産会

(注 18) 参照。佐賀県恒産会は、全国に 103 ある更生保護施設のうち、佐賀県唯一の更生保護施設。犯罪をした人や非行のある少年のうち、適当な住居がないなどの理由で直ちに自立することが困難な人を宿泊させ、食事を提供するほか、仕事や生活面について必要なアドバイスを行い、社会復帰の手助けをしている。

図 4：更生保護法人 佐賀県恒産会



図5：地域生活定着支援センターによる支援の流れ



(4) 県の施策

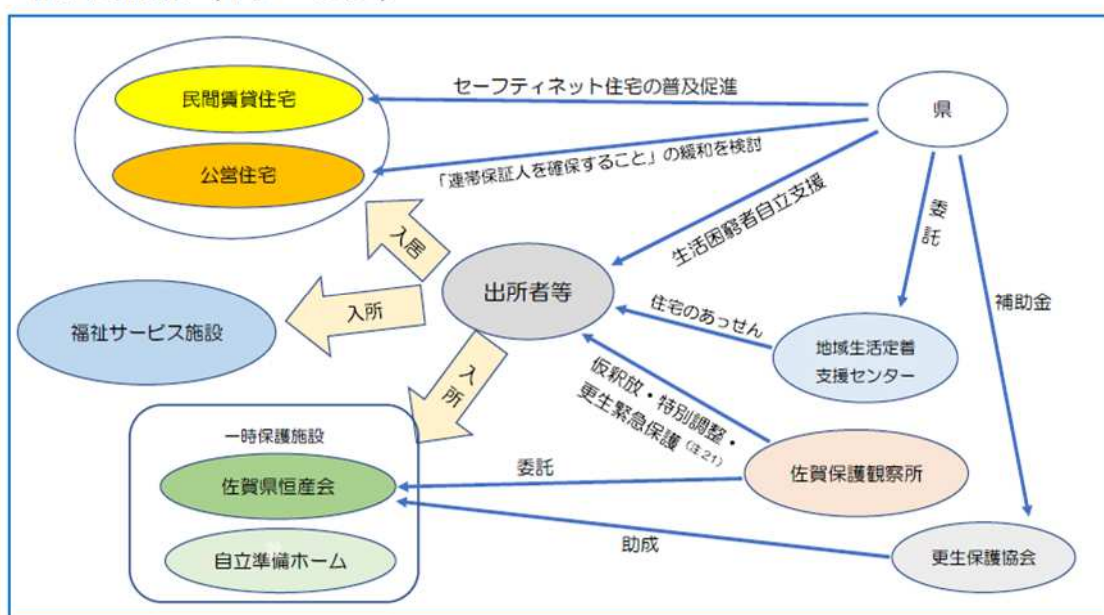
県においては、上記のように高齢者や障害のある人に対する特別調整(図5)の実施において国に協力をしているほか、生活保護制度の活用、市町の生活保護や生活困窮者自立支援制度を活用した支援に取り組んでいます。

・犯罪や非行をした人の公営住宅への入居の際に、入居条件のうち「連帯保証人を確保すること」を緩和するための方策を検討していきます。

令和2年4月1日から「佐賀県営住宅入居決定者に係る連帯保証人の取扱要綱」を施行し、「本人及びその配偶者に2親等以内の親族がいないか、いても関係が途絶えていたり、行方不明等により連絡がとれない者」については、連帯保証人を確保することを免除できるようにしました。(建築住宅課)

- ・民間賃貸住宅の貸主等の受入れ不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及を促進するとともに、住宅確保要配慮者が入居後も安心して住み続けられるよう、多様な居住支援サービスの提供を促進します。(建築住宅課)
- ・生活保護制度の活用、市町の生活保護と生活困窮者自立支援制度のつなぎ等に継続して取り組んでいきます。(社会福祉課)

住居の確保（イメージ図）



■用語の説明■

(注 21) 更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた人のうち、親族からの援助や公共福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急に、必要な援助や保護の措置を実施することにより速やかな改善更生を図ることをいう。対象者の例は以下のとおり。

- ① 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- ② 保護観察に付されない執行猶予者
- ③ 起訴猶予者
- ④ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- ⑤ 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

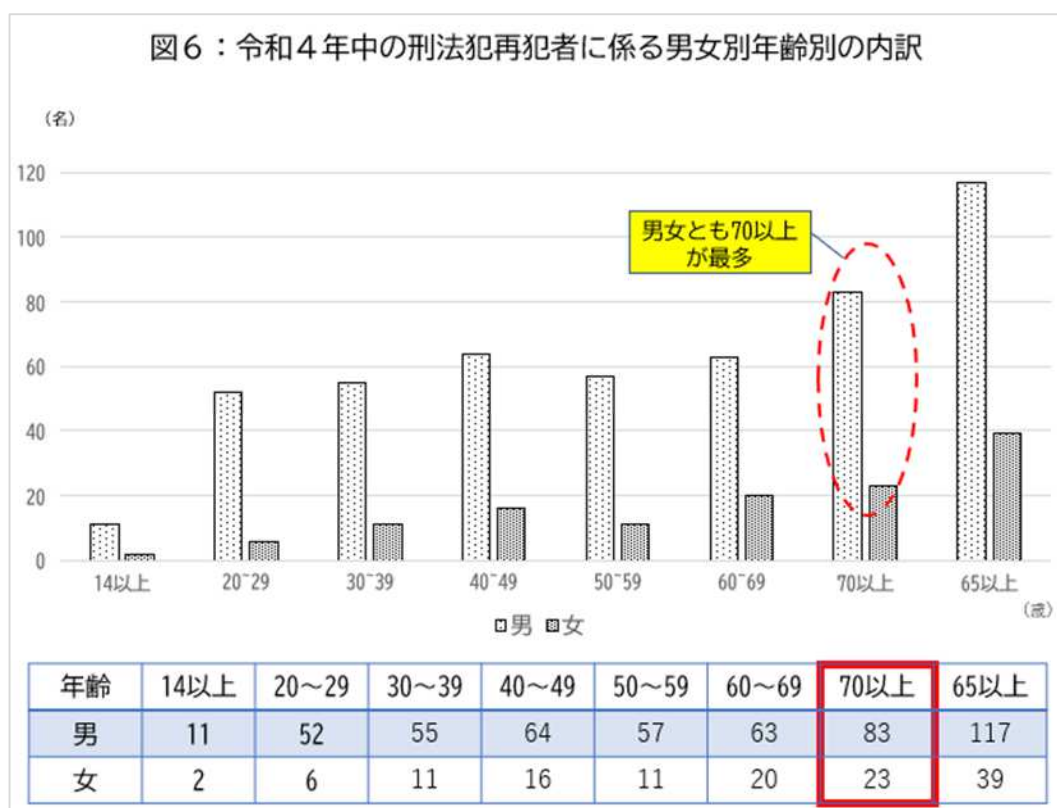
1 高齢者又は障害者等への支援

(1) 現状と課題

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

佐賀県内においては、令和4年に県内で刑法犯として検挙された者1,087名中、高齢者は308名で、全体の28.3%を占めています。また、刑法犯再犯者を性別年齢別に見ていくと、佐賀県においては男女とも70代以上が最多となっています。(図6)

今後、少子高齢化が進む中で、高齢者の数は増加することが見込まれ、医療や介護と連携した支援が必要です。また、高齢者や障害のある者など社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが求められます。



【出典：佐賀県警調査】

(2) 国の取組

これまで、国において、第一次計画では、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、令和3年(2021年)度から、地域生活定着支援センター、刑事司法手続の入り口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難なものに対して、検察庁、弁護士会、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービスを利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のために支援等を行う取組を実施しています。

しかしながら、高齢者や知的障害者、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画においては、福祉的支援ニーズの適切な把握と動機付けの強化、刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等との多機関連携の強化、被疑者等段階からの生活環境調整等の効果的な入口支援^(注22)の実施等に取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・佐賀地方検察庁：

平成29年から社会復帰支援専従の職員が設置され、捜査の段階から佐賀保護観察所や佐賀県地域生活定着支援センターの協力の下、事件終結後の安定した生活に必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために福祉関係機関との調整を図る等の取組を行っている。

・佐賀保護観察所：

保護観察所と地域生活定着支援センターが連携し、施設入所中に帰住先や福祉的支援の調整をする「特別調整」等の「出口支援」を行います。

・佐賀少年鑑別所(さが法務少年支援センター)

検察庁における入口支援への協力として、対象者の同意の下で各種心理検査等を実施します。

・社会福祉協議会^(注23)：

生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業による支援に取り組みます。

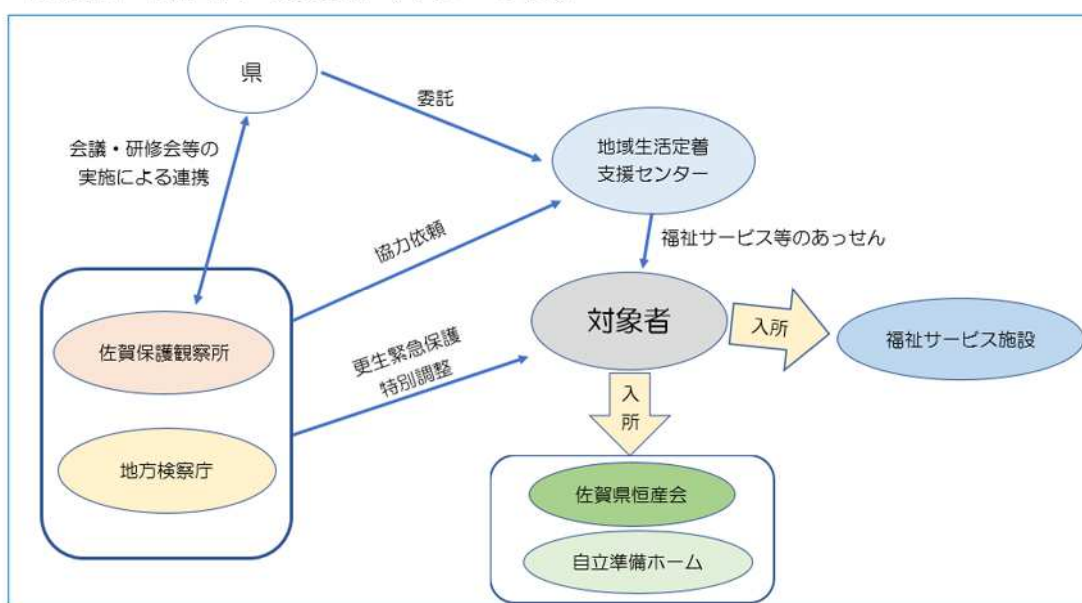
・地域生活定着支援センター：

矯正施設出所前に介護保険や障害者手帳の申請手続支援、生活保護の事前相談、医療機関等との調整等の特別調整の実施等に取り組みます。

(4) 県の施策

- ・地域生活定着支援センターによるコーディネートからフォローアップまでの業務を継続して行っていきます。(障害福祉課)
- ・犯罪や非行をした人が必要な保健医療・福祉サービスを利用できるようにするため、依存症や精神障害に関する支援者向けの研修会を随時実施します。(精神保健福祉センター^(注24))
- ・県内で提供されている医療機能について、99さがネット^(注25)で公表していることを周知していきます。(医務課)

高齢者・障害者への支援（イメージ図）



■用語の説明■

(注22) 入口支援

犯罪をした者で、起訴猶予処分となった者、又は裁判を受けて判決で執行猶予がつく等して刑務所等に入らずに事件が終結した者に対する支援。高齢、障害、生活困窮等の理由により自立した生活が困難な者を、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による介護、医療、年金等の各種福祉的支援につなげる取組。

■用語の説明■

(注 23) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められ、都道府県や市区町村において、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

(注 24) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に定められた精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関。心の悩みや不安、心の病気に関する相談、心の健康づくりに関する知識の普及啓発、調査研究等を行っている。

(注 25) 99さがネット

「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム」のこと。県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を県民に周知するとともに、医療機関相互の連携に活用されている。

2 薬物依存症者への支援

(1) 現状と課題

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要です。

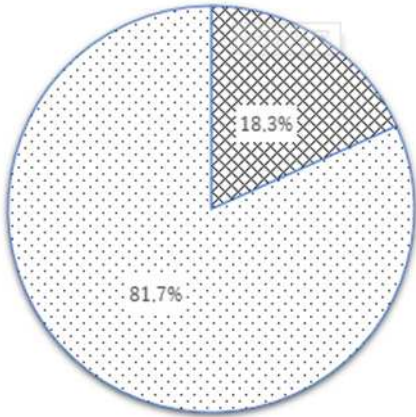
佐賀県内では、令和 4 年に県内で特別法犯として検挙された者のうち、薬物事犯者は 56 名・18.3%でした。このうち、再犯者は 33 名・58.9%と、薬物による再犯者率が高いことが伺えます。(図 7)

また、令和 4 年度中の県内矯正施設における受刑者のうち、薬物事犯者数は、佐賀少年刑務所が 38 名・10.3%、麓刑務所が 73 名・36.5%でした。(図 8)

薬物事犯者には関係機関と連携した一層の支援が必要であることや薬物依存症の知識や支援についての情報を入手しがたいといった課題があります。

図7：令和4年中特別法犯検挙者に占める薬物法犯について（成人）

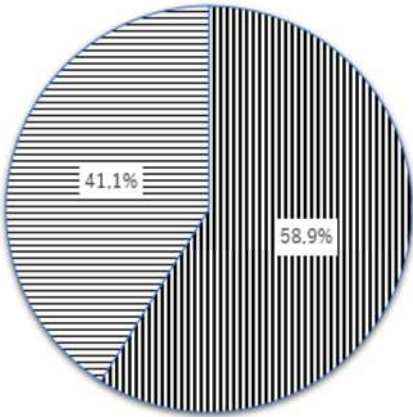
特別法犯中の薬物事犯



☒薬物法犯 ☐その他

薬物事犯	56名
その他	250名
特別法犯合計	306名

薬物事犯中の再犯率



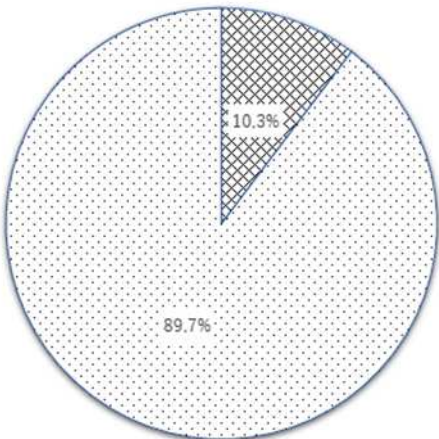
▨再犯 ☐初犯

再犯	33名
初犯	23名

【出典：佐賀県警調査】

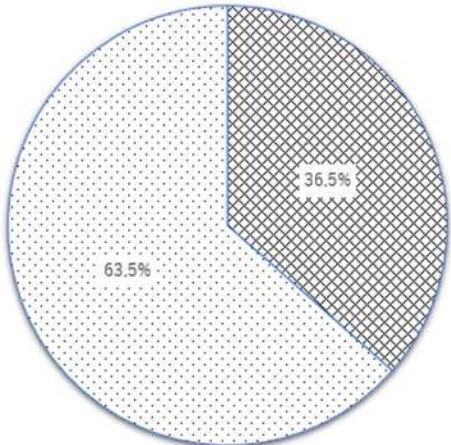
図8：令和4年度中の県内矯正施設の受刑者における薬物事犯者

佐賀少年刑務所



薬物事犯者数	割合
38名	10.3%

麓刑務所



薬物事犯者数	割合
73名	36.5%

【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

(2) 国の取組

薬物依存症者への支援について、国においては、第一次計画では、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導の充実や、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の充実、医療従事者等の育成等を実施されてきました。

また、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的支援プログラムを実施してきました。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる認罪・機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。

また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの問題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化、増加する大麻事犯に対応した処遇の充実等に取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

- ・矯正施設や佐賀保護観察所：

出所後までの一貫した専門的プログラム^(注26)の実施や、自助グループを含む医療機関等と連携した保護観察処遇の改善等を行います。

- ・佐賀ダルク^(注27)：

薬物依存症者の受入れ、回復プログラムの実施、薬物依存症者の家族等への相談支援や啓発等に取り組みます。

- ・医療機関：

肥前精神医療センターが週2回、初回参加から12週間の期間でMatrixモデル^(注28)に基づいた薬物依存症外来プログラムを行います。

(4) 県の施策

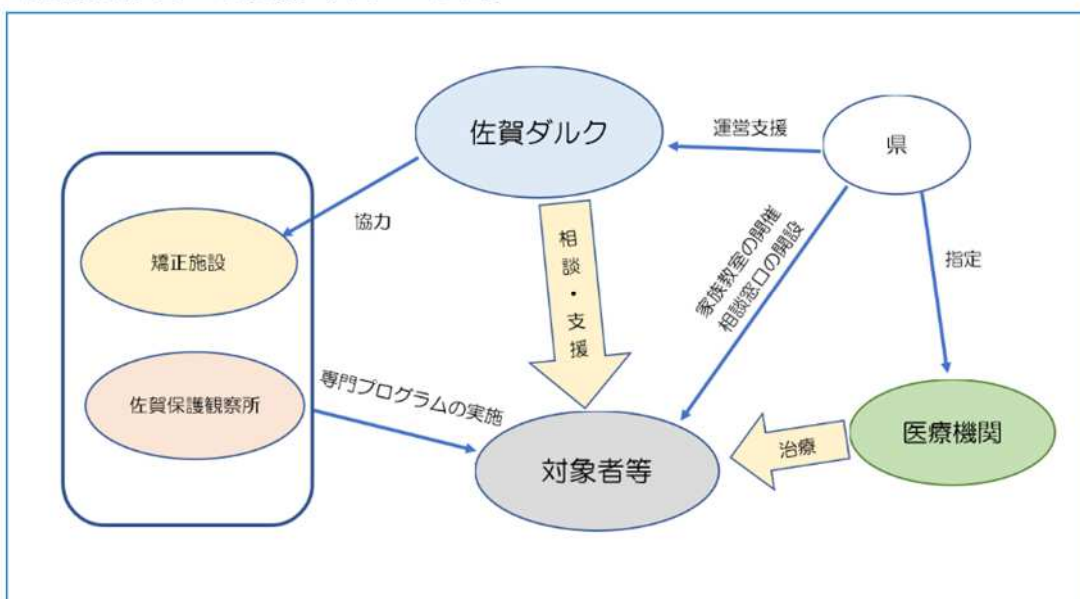
- ・精神保健福祉センターや県内の各保健福祉事務所に薬物依存症者とその家族に対する相談窓口を継続して開設していきます。(精神保健福祉センター、各保健福祉事務所)

- ・薬物問題を抱えた家族に対し、薬物依存家族教室を継続して開催します。(精神保健福祉センター)

- ・自助グループに委託して薬物依存症者とその家族等に対する電話相談窓口を継続して開設していきます。(薬務課)

- ・治療情報提供、薬物依存症に関する講座の開設を行っていきます。(精神保健福祉センター、障害福祉課)
- ・依存症治療に専門的にかかわる医療機関等の指定と周知を行っていきます。(障害福祉課)
- ・薬物依存症に係る民間回復支援施設に対する相談支援及び活動費の補助を行っていきます。(精神保健福祉センター、障害福祉課)

薬物依存者への支援（イメージ図）



■用語の説明■

(注 26) 専門的プログラム

ある種の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対しては、指揮監督の一環として、その傾向を改善するため、心理学等の専門知識に基づき、認知行動療法（自分の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤として開発され、体系化された手順による処遇が行われている。薬物依存症者は、薬物再乱用防止プログラムを受けることを義務付けられ、プログラムを受講しなかった場合には、仮釈放の取消等の不良措置がとられることがある。薬物再乱用防止プログラムは、薬物の再乱用を防止するため、ワークブックを用いるなどして行う教育課程と簡易薬物検出検査が併せて行われている。なお、教育課程は、依存性薬物の悪影響を認識させ、その再乱用防止のための具体的方法を習得させる「コアプログラム」とコアプログラムの内容を定着・応用・実践させるための「ステップアッププログラム」から成っている。

(注 27) 佐賀ダルク

ダルク（DARC）とは、Drug（ドラッグ）、Addiction（依存症、行動嗜癖）、Rehabilitation（リハビリ）、Center（施設）の文字の頭文字をとった造語。当事者が当事者を支援する方法により薬物依存症からの回復を支援する民間のリハビリ施設である。佐賀ダルクは平成 21 年佐賀市に設立され、薬物依存症から解放されたい仲間同士によるグループセラピーとしての「ミーティング」を中心に回復の手助けをしている。

(注 28) Matrix モデル

ロサンゼルスのマトリックス研究所が開発し、精神刺激薬への依存症を中心とした外来の治療プログラム。アメリカ西海岸の薬物裁判所にて広く実施されている。

第3 学校等と連携した修学支援の実施のための取組

1 学校等と連携した修学支援の実施のための取組

(1) 現状と課題

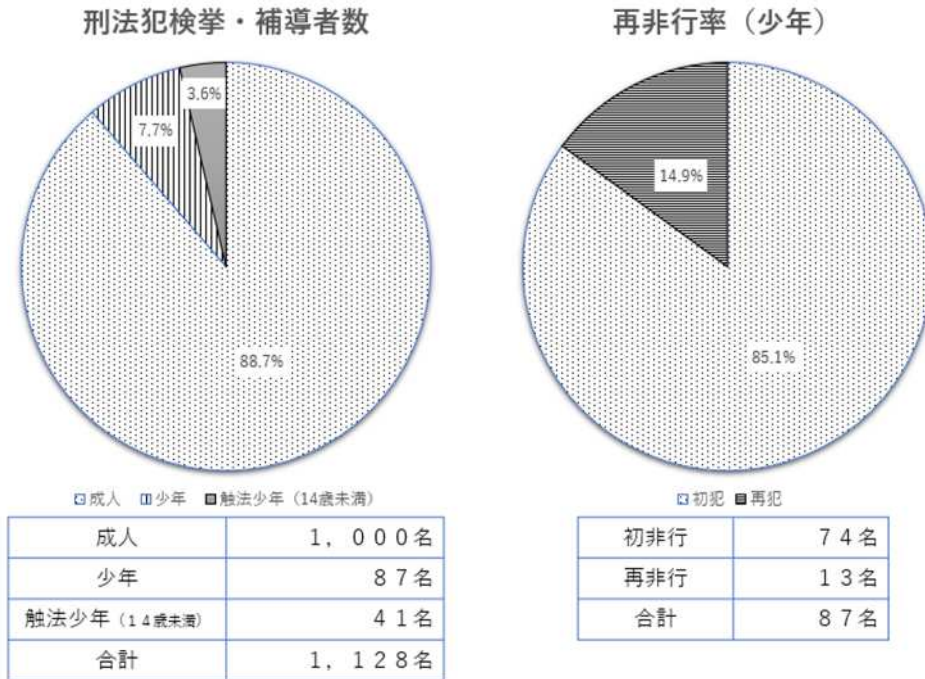
我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

佐賀県における令和4年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は128名で、全刑法犯検挙・補導者数の11.3%でした。また、少年犯罪のうち再非行率は14.9%でした。（図9）県内における刑法犯で検挙・補導された少年は平成29年に比べて120名（48.4%）減少し半減していますが、令和4年中の内訳としては窃盗犯が72名と最も多く、全体の56.2%を占めています。また、令和4年中の県内矯正施設受刑者における高等学校未卒業者は、佐賀少年刑務所が167名・45.3%、麓刑務所が107名・53.5%でした。（図10）

また、県内矯正施設内における令和4年度中の高等学校卒業程度認定試験の結果については図11のとおりです。

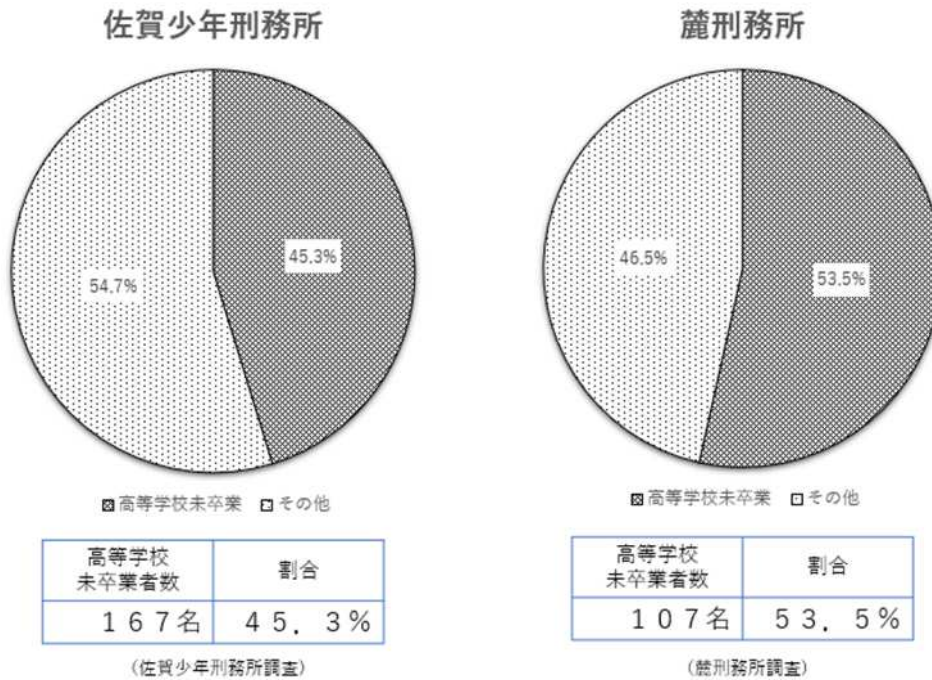
少年の検挙・補導数をさらに減少させるためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには、継続した学びや進学・復学のための支援、情報提供等を継続して行う必要があります。

図9：佐賀県内において令和4年中に検挙・補導された少年について



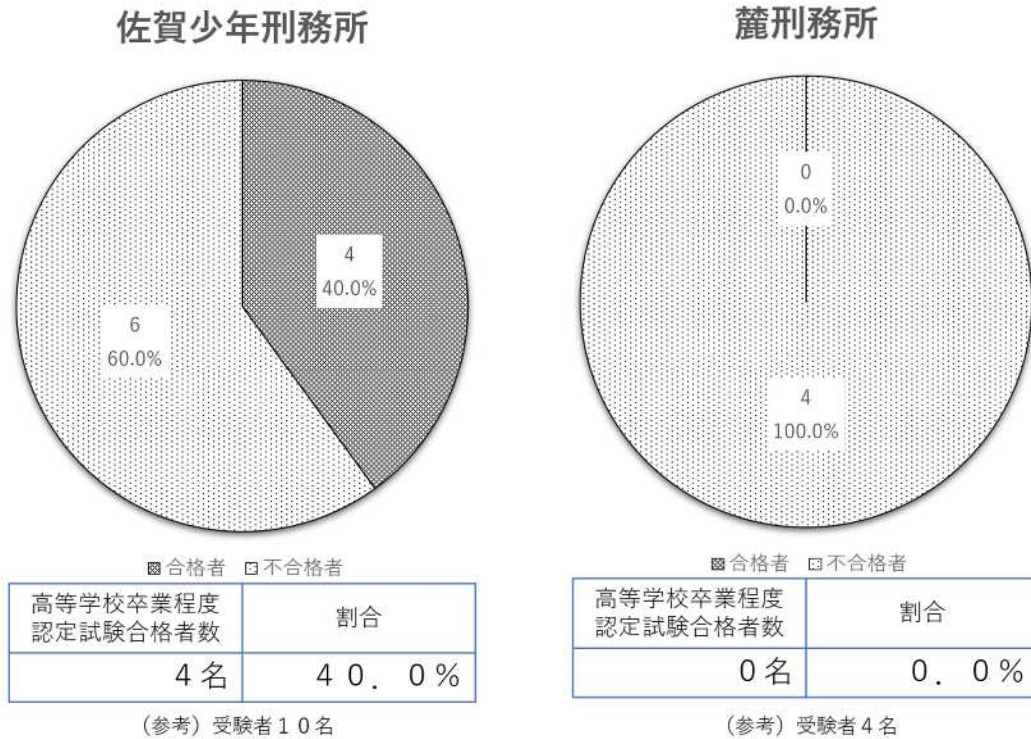
【出典：佐賀県警調査】

図10：令和4年中の受刑者中における高等学校未卒業者数



【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

図 11：令和4年度中の受刑者数中における高等学校卒業程度認定試験受験者等について



(2) 国の取組

これまで学校等と連携した修学支援の実施等について、国においては、第一次計画では、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者に対する学習相談や学習支援を実施してきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、保護観察所における保護司や民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院している等の課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画では、矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実や学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止等に取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・佐賀少年鑑別所：

「さが法務少年支援センター」を設置し、非行防止に関するノウハウの地域への還元や学習支援、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年やその家族等への支援等を行います。

・保護司：

中学校校区ごとの学校との懇談会に参加します。また、少年の教育環境が良好に保たれるよう、地域におけるあいさつ運動や見守り活動などのほか、フリー参観デーや学校行事等にも積極的に参画する等していきます。

(4) 県の施策

・非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、今後も児童相談所での相談・支援を行い、必要に応じて児童自立支援施設において受け入れを行っていきます。(こども家庭課、児童相談所)

・児童・生徒に対し今後も継続して薬物乱用防止教室を実施していきます。(薬務課、保健体育課、法務私学課私立中高・専修学校支援室)

・学校・警察相互連絡制度による児童生徒の非行防止に継続して取り組みます。(学校教育課、県警人身安全・少年課)

・児童生徒の非行及び犯罪被害等の未然防止を図ることを目的とし、関係各課が集まって、「佐賀県児童生徒非行及び犯罪被害等防止連絡会」を開催します。(学校教育課、県警人身安全・少年課)

・「県警人身安全・少年課少年サポートセンター^(注29)」が保護司等のボランティアや関係機関と連携して行う立ち直り支援や「居場所づくり活動」を実施します。(県警人身安全・少年課)

・警察OBが学校と連携して少年の問題に対応するスクールサポーター制度に継続して取り組みます。(県警人身安全・少年課)

・少年の悩みや困りごとに応じて、様々な支援活動を行う、少年サポートセンターの立ち直り支援を継続して取り組みます。(県警人身安全・少年課)

・保護司が子どもに対して SNS 等に係る規範意識を醸成するためのリーフレットの作成・配布、高等学校中退者に対する進学・就労先等を紹介する支援等に取り組みます。(学校教育課)

・外部人材を活用した「いじめ対策等外部人材活用事業」に継続して取り組みます。(学校教育課)

・教育相談体制の充実のため「スクールカウンセラー配置事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」に継続して取り組みます。(学校教育課)

■用語の説明■

(注29) 県警人身安全・少年課少年サポートセンター

少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や支援活動を行うことにより、少年の立ち直りを手助けしている。

具体的には、①ヤングテレホンのなどの少年相談業務、②不良行為少年の発見及び継続補導、③被害少年の保護・支援活動、④関係機関との連携、⑤少年非行防止の広報啓発活動、を行っている。

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

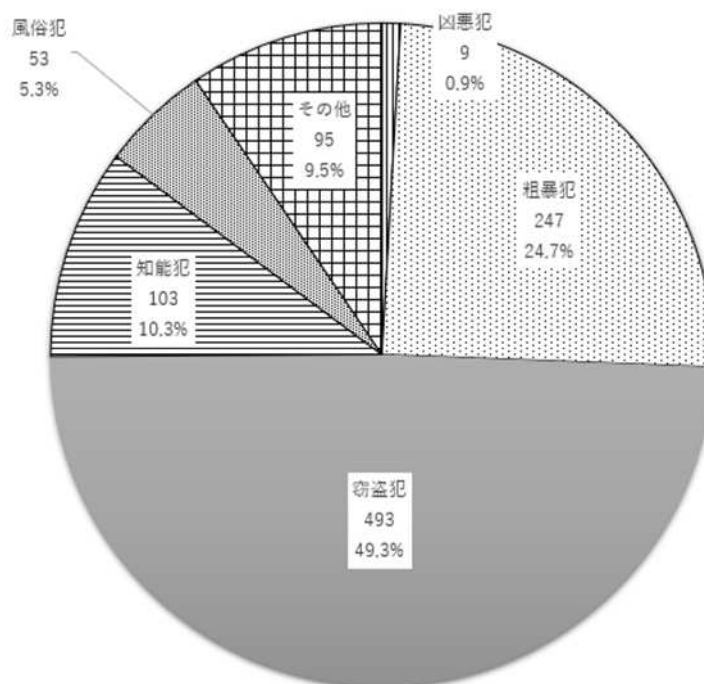
(1) 現状と課題

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要です。

令和4年に県内で検挙された刑法犯1,000名(成人)のうち、凶悪犯(殺人、強盗、放火、強制性交等)は9名、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合)は247名、窃盗犯は493名、知能犯(詐欺、背任など)は103名、風俗犯(わいせつ罪、賭博罪など)は53名、その他が95名と、窃盗犯が約半数(49.3%)を占め、次に粗暴犯(24.7%)が多くなっています。(図12)

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、対象者一人一人の経歴や様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働き掛けることが重要です。

図12：佐賀県において令和4年中に検挙された刑法犯の罪種別状況



【出典：佐賀県警調査】

(2) 国の取組

国においては、第一次計画では、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。また、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化する等してきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っていないこと等の課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画では、拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実や、若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導、性犯罪やストーカー・DV 加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実等に取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・麓刑務所：

外部専門家を招へいするなどして、女性の特性に応じた効果的な指導の実施及び地域連携を行います。

・佐賀少年刑務所：

個々の受刑者について、犯罪行為に至った原因と本人の特性を見極め、その受刑者に応じた改善指導を行います。

・佐賀少年鑑別所（さが法務少年支援センター）：

個人又は機関や団体等からの依頼を受けて、個別の対象者に対する心理相談、問題行動の分析・指導方法の提案、能力や性格などの調査のほか、事例検討会への参加、法教育授業等、研修や講演の実施などを行います。

また、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校等関係機関や児童・生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組めます。

・佐賀ダルク：

薬物依存症者に対して指導や支援を行っています。また、佐賀保護観察所が行う講習会「矯正施設に収容中の者の引受人会」や「薬物再乱用防止プログラム」への協力等も毎年行っており、協力を継続していきます。

・ギャンブル依存症リハビリ施設 COBY PLAN：

ギャンブル依存症者に対する指導や支援を行うとともに、警察から逮捕された後面会し治療リハビリの手段の情報提供や、裁判の支援を行います。また、矯正施設で

の受刑中の面会、社会復帰支援、加えて刑務所出所後の治療リハビリ、自立準備支援も行っています。

(4) 県の施策

- ・県内矯正施設等が行う個別ケア会議への参加を検討し、また、当事者に「人に相談する」機会を知り、地域の支援力を活用してもらえるよう、司法機関等と連携し、依頼に応じて個別支援を実施します。(精神保健福祉センター)
- ・少年サポートセンターが中心となって、少年の非行防止、健全育成を目的に、少年の立ち直り支援活動「居場所づくり」活動を実施します。(県警人身安全・少年課)
- ・対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するため、地域生活定着支援センターと佐賀保護観察所が連携して、月1回程度のケース会議を継続して取り組みます。(障害福祉課)
- ・「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒運転をした者に対する指導や、暴力・虐待等を起こした者に対する、精神保健福祉センター・保健福祉事務所等と連携した取組を推進します。(障害福祉課)
- ・暴力団離脱に向けた働きかけを継続するとともに、暴力団離脱者が社会への復帰・定着ができるよう、受入企業及び業種の拡大を図ります。(県警組織犯罪対策課)

第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動促進

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。保護司、更生保護女性会員^(注30)、BBS 会員^(注31)、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティア等の民間協力者は佐賀県の地域社会の一員であり、再犯防止推進のために欠くことのできない存在です。民間協力者の活動を促進し、連携を強化することは、安全・安心な地域社会を実現するために重要なことです。

令和4年4月1日現在で保護司は定数 550 名に対し、現員数 514 名、充足率は 93.5%となっており、県内8つの保護区にはすべて保護司会の活動拠点である「更生保護サポートセンター^(注32)」が整備されています。佐賀県更生保護女性会の会員数は 952 名、佐賀県 BBS 会員は 35 名(ともに令和4年4月1日時点)となっています。また、更生保護法人として佐賀県更生保護協会^(注33)及び佐賀県恒産会があります。さらに、佐賀県内の自立準備ホームは 15 事業所・28 施設(令和4年末時点)となっています。

保護司のみならず、地域の民間ボランティアのなり手が減少傾向にあり、会員数の安定的な確保が課題となっています。

(2) 国の取組

国においては、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があるとし、第二次計画では、持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援や、地域の民間協力者(NPO 法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携、民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進等に取り組むこととされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・県内の矯正施設：

受刑者が抱える様々な困難や課題を解決し、その心情の安定を図るために篤志面接委員^(注34)による面接相談、教養や趣味に関する指導、教誨師^(注35)による宗教上の儀式行事などを行います。

・佐賀保護観察所：

保護司会、更生保護女性会、BBS 会といった更生保護ボランティアとの連携を強化して、その活動の促進に努めます。さらに、近年、保護司の高齢化が進む中、地域社会の人間関係が希薄化するなど、保護司活動を困難にする社会的環境が要因となり、保護司のなり手の確保が一層困難となっている状況に対応するため、「保護司候補者検討協議会^(注 36)」の実施を通じて、地域社会の中から保護司の候補者に関する情報を提供してもらう取組にも力を入れていきます。

・佐賀県更生保護協会：

佐賀県保護司会連合会^(注 37)、県内 8 つの地区保護司会、佐賀県更生保護女性連盟、佐賀県 B B S 連盟、佐賀県就労支援事業者機構及び佐賀県恒産会に対する活動費助成を行います。

・佐賀県保護司会連合会：

県内の関係機関・団体及び 8 つの地区保護司会とともに、“社会を明るくする運動”等を通して、犯罪予防、再犯防止活動に取り組んでいきます。

また、「保護司セミナー」の開催を通じて、喫緊の課題である「保護司の安定的確保」の問題に取り組んでいきます。

(4) 県の施策

・佐賀県更生保護協会が行う、再犯防止に関する普及啓発事業や、保護観察活動に対する協力援助等に係る経費への補助を行います。(社会福祉課)

・更生保護団体等が開催する九州大会等が佐賀県で開催される際、主催する更生保護団体等に対し、大会開催経費に対する一部補助等の支援を検討します。(社会福祉課)

・市町職員や県職員を対象とした、保護司勧誘のチラシ配布や、保護司等ボランティア活動に対する理解促進のための研修の開催等を検討します。(社会福祉課)

・更生保護サポートセンターの設置等に係る経費の確保について、市町と一緒に国への働きかけを行っていきます。また、国の支援策等の活用が難しい場合は、県有施設の利活用を含めた支援の検討を行っていきます。(社会福祉課)

■用語の説明■

(注 30) 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。佐賀県内には、12 の地区女性会を構成員とする佐賀県更生保護女性連盟がある。更生保護女性会は、保護観察対象者に対する援助、更生保護及び犯罪予防活動の普及宣伝活動のほか、保護司会と一緒に保護観察対象者の社会性やコミュニケーション能力の向上を目的とした社会貢献活動（公園、福祉施設での清掃活動等）への協力、更生保護施設佐賀県恒産会への食事提供、少年サポートセンターが実施している居場所づくり活動への協力もしている。

■用語の説明■

(注 31) BBS 会

Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。

また佐賀県 BBS 連盟は独自に、非行に陥った少年だけでなく、非行防止の活動及び虐待・ネグレクトにも力を入れて、子どもたちの居場所づくりとなる活動をしている。

(注 32) 更生保護サポートセンター

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として設置されている。現在、佐賀県内 8 つの保護司会すべてに設置されており、企画調整保護司（当該保護司会の保護司のうち、保護観察所長にその指名を受けた者）が常駐して、センターの管理・運営、関係機関との連絡調整を行い、保護司会が行う各種活動を企画・実施している。但し、鹿島地区保護司会を除く 7 つの保護司会が運営するセンターは、市庁舎等の一室を借り受けるなど、公的な建物等に専有の場所を確保して活動をしており、将来、建物等の老朽化等のための移転を余儀なくされたとき、適当な専有場所の確保について課題がある。

(注 33) 佐賀県更生保護協会

昭和 26 年に発足した佐賀県更生保護観察協会を前身とし、昭和 43 年に現在の名称へ変更。更生保護事業法施行に伴い、平成 8 年に財団法人から更生保護法人に組織変更した。更生保護事業法に定める一時保護事業及び連絡助成事業を行っている。

(注 34) 篤志面接委員

矯正施設内で、悩み事相談にのったり、矯正のために面談や講話をするボランティアのこと。

(注 35) 教誨師

矯正施設において、服役中の囚人に対して、過ちを悔い改め徳性を養うための道を説く者のこと。この多くは宗教家であり、法務省の任命により任ぜられる。

■用語の説明■

(注 36) 保護司候補者検討協議会

保護司候補者を広く求めるために、人材に関する必要な情報の収集・交換を行う場。これまで、保護司候補者の確保は、退任する保護司が自ら人脈を活用して後任者を探す方法が主流であったが、近年、地域社会の人間関係の希薄化が進んでいるほか、保護観察対象者を自宅に招いて面接する等の保護司特有の活動に対する負担感等の影響により、候補者の確保が一層困難となっている。保護司候補者検討協議会は、こうした問題の解決を図るため、地域の実情に精通した様々な分野の方々の協力を得て、幅広い分野から保護司の候補者を発掘しようというもの。協議会の構成員には、保護司、自治会関係者、社会福祉事業者、教育関係者、地方公共団体関係者等が選出される。

(注 37) 佐賀県保護司会連合会

佐賀県の 8 つの保護司会によって組織される法定の組織。保護司会が構成員になるという点で、個々の保護司を構成員とする保護司会とは異なる。保護司会連合会は、保護司会に対する連絡・調整、保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集、研究及び意見の発表、その他研修や広報宣伝活動、保護司の人材育成の促進に関する活動をしている。

2 広報・啓発活動の促進

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域社会の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び地域社会の一員として受け入れられるよう支援をしていくことが重要です。

しかしながら、県民の多くは犯罪や非行が必ずしも身近にないことから、更生保護に対する理解や関心が深まりにくい状況にあります。犯罪をした者等に対する理解のほか、地域社会への受入れについても県民の協力が必要です。

(2) 国の取組

国においては、すべての国民が、犯罪や非行の防止や罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の

防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画では、民間協力者の活動に関する広報の充実や、民間協力者に対する表彰などを通じて、効果的な広報に努めることとされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・佐賀保護観察所：

“社会を明るくする運動”の一環として、佐賀県知事メッセージの伝達式、パネル展、プロサッカーチーム「サガン鳥栖アカデミー」の協力による「少年サッカー教室」の開催（予定）及び小中学生を対象とした作文コンテスト等を実施します。

・佐賀少年刑務所及び麓刑務所：

矯正展を開催して受刑者が社会復帰を目指して刑務作業に取り組む姿等を紹介したり、実際に受刑者が製作した刑務所作業製品の展示即売を行います。

・佐賀県更生保護協会

“社会を明るくする運動”や「更生保護事業功労者顕彰式典」の経費を助成するほか、機関紙「更生保護佐賀」の発行により、保護司活動等に対する県民の理解が深まるよう努めます。

・佐賀県保護司会連合会及び県内8つの保護司会：

佐賀県保護司会連合会及び県内8つの保護司会では、主に“社会を明るくする運動”を通して、更生保護の広報、啓発活動を行います。また、佐賀県保護司会連合会ウェブサイトを活用して、保護司活動等に対する県民の理解が深まるよう努めます。

地区保護司会では、保護区内の小中学校に“社会を明るくする運動”作文コンテストへの応募依頼をしており、令和4年度の応募総数は2,677点に上りました。この作文は小中学生にとって、安全・安心な地域づくりや、罪を犯した人の立ち直りについて考える契機となっているとともに、学校、教育関係者、行政及び保護者を始めとする地域の人々への更生保護の啓発の機会ともなっています。

また、佐賀県保護司会連合会では地区保護司会と連携して「薬物乱用防止教室（講演）」の実施を通して、薬物乱用防止の啓発活動に努めます。

(4) 県の施策

・“社会を明るくする運動”を通じて、地域の人々に犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生、保護司の活動等について理解を深めてもらうよう努めます。（こども未来課）

・“社会を明るくする運動”への協力や更生保護事業に功績のあった保護司に対して知事感謝状贈呈を行います。（社会福祉課）

- ・各学校等における刑事司法関係機関職員による出前授業等について、関係機関からの依頼に応じて周知等の協力を行っていきます。(学校教育課)
- ・県では、「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」第6条に基づき、「佐賀県人権施策基本方針」を策定しており、刑を終えて出所した人の更生、社会復帰等に対する妨げにならないよう、人権への配慮を推進します。(人権・同和対策課)

第6 国、市町及び民間団体との連携強化のための取組

1 国、市町及び民間団体との連携強化等

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティーネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多く存在し、中には複数の困難を抱えている人もいます。これらの人の社会復帰や地域への定着を支援するためには、1つの機関や団体に対応するだけでは不十分であり、専門知識や経験を有する機関や団体と連携することが重要です。

(2) 国の取組

国においては、第1次計画では、第一次計画では、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査することを目的として、一部の地方公共団体と連携し、「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、その成果等を他の地方公共団体と共有するなどしてきました。こうした国の取組に呼応し、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画の策定が進められており、「地域による包摂」に向けた取組は一定の進展が見られます。

しかしながら、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題があります。

これらの課題を踏まえ、第二次計画では、国・都道府県・市区町村の役割の明確化、地方公共団体の取組への支援、地方公共団体への情報・知見の提供等を実施することとされています。

また、国の第二次計画では、国、都道府県、市区町村それぞれの役割が新たに明記され、都道府県は広域自治体として、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努めることとされています。

(3) 県内関係機関・団体等の取組

・就労支援：

全国の矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携して、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談や職業紹介等を実施し、民間の協力雇用主のもとでの就労に努めます。

・住居確保：

佐賀保護観察所が佐賀県恒産会や自立準備ホームと連携した、保護観察対象者等の住居確保への取組、高齢者や障害のある人に対しては、佐賀県地域生活定着支援センターと連携した、福祉施設等への入所の取組を行います。さらに、佐賀地方検察庁内の社会復帰支援担当が、起訴猶予者や執行猶予者等で福祉サービスが必要な人に対して、佐賀県地域生活定着支援センターと連携して、市町による保健医療・福祉サービスにつなぐ取組を行います。

・その他：

地域と矯正施設との共生を目指し、鳥栖市と麓刑務所が連携し、伝統工芸を取り入れた佐賀錦のネクタイピンや久留米緋のテーブルセンターなどの刑務作業製品をふるさと納税の返礼品に活用します。

(4) 県の施策

・各民間団体と連携してアディクション（依存症）フォーラムを開催したり、佐賀ダルクへの委託事業を行うなどして、関係機関・団体との連携に努めます。（薬務課、精神保健福祉センター）

・佐賀県地域生活定着支援センターを平成 21 年に開設し、福祉的な支援等が必要な矯正施設出所者等に対し、入所中からの要介護認定や障害者手帳の取得、生活保護の事前相談等、対象者に対する社会復帰の支援を行います。（障害福祉課）

・「再犯防止推進協議会」を設置し、国や関係機関、民間団体等と施策の検証及び情報の共有を行います。（社会福祉課）

・市町が取り組む重層的支援体制整備事業の実施を支援し、切れ目のない、分野横断的で包括的な支援体制づくりを推進します。（社会福祉課）

・地域における再犯防止施策に関する取組を推進するため、県内市町職員を対象とした会議や研修会等の開催を検討します。（社会福祉課）

・市町における再犯防止推進計画の策定について、助言や事例の共有などによる策定支援を行っていきます。（社会福祉課）

【参考】国の第二次再犯防止推進計画に記載されている国と地方公共団体の役割

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

【参考】佐賀県の基礎データ

(1) 成人

○令和4年中の検挙者数（※1）

- ・刑法犯：1,087名（うち再犯者474名）
- ・特別法犯中の薬物事犯：56名（うち再犯者33名）

○令和4年中の起訴猶予者数（自動車による過失致死傷及び道交法違反被疑事件を除く）（※2）

- ・刑法犯：359件
- ・特別法犯：225名

○令和4年中の執行猶予者数：128件（※2）

○令和4年中の罰金・科料者数：695件（※2）

○令和4年中の佐賀少年刑務所出所者数（※3）

- ・満期釈放：21名
- ・仮釈放：108名

○令和4年中の麓刑務所出所者数（※4）

- ・満期釈放：23名
- ・仮釈放：120名

(2) 少年

○令和4年中、少年事件において審判を受けた者の内訳（※5）

- ・検察官送致：25名
- ・少年院送致：4名
- ・保護観察決定：78名
- ・児童自立支援施設等送致：1名
- ・都道府県知事・児童相談所送致：2名
- ・不処分決定：112名

(3) 罪種別人数

○刑法犯により検挙された者（成人）（※1）

- ・窃盗：493名（49.3%）
- ・粗暴犯：247名（24.7%）

・その他：260名（26.0%）

○刑法犯により検挙・補導された者（少年）（※1）

・窃盗：72名（56.3%）

・粗暴犯：16名（12.5%）

・その他：40名（31.2%）

【出典】

（※1）佐賀県警本部提供資料

（※2）佐賀地方検察庁提供資料

（※3）佐賀少年刑務所提供資料

（※4）麓刑務所提供資料

（※5）佐賀家庭裁判所提供資料

【参考】

<県の取組一覧>

項目		取組内容	関係部署
第1 就労・住居 確保等を通 じた自立支 援のための 取組	1 就労の確保	・ 障害者や難病患者、DV 被害者のほか、 刑務所出所者等が対象となる「レッツチ ャレンジ雇用事業」の実施	障害福祉課
		・ 生活困窮者自立支援制度の「就労準備 支援事業」の活用による、一般就労が困 難な人に対する就労支援、犯罪をした者 等へ生活自立支援センター相談窓口の周 知	社会福祉課
		・ 矯正施設が開催する就労支援フェスタ や、職業訓練等に関する協議会へ参画	産業人材課
	2 住居の確保	・ 犯罪や非行をした人の公営住宅の入居 条件の緩和	建築住宅課
		・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民 間賃貸住宅の普及促進、多様な居住支援 サービスの提供の促進	
		・ 生活保護制度の活用、市町的生活保護 と生活困窮者自立支援制度のつなぎ等の 継続した取組	社会福祉課
第2 保健医療・ 福祉サービ スの利用の 促進のため の取組	1 高齢者又は 障害者等へ の支援	・ 地域生活定着支援センターによるコー ディネートからフォローアップまでの業 務の継続	障害福祉課
		・ 犯罪や非行をした人が必要な保健医 療・福祉サービスを利用できるようにす るための、依存症や精神障害に関する支 援者向けの研修会の実施	精神保健福祉セ ンター
		・ 県内で提供されている医療機能につい て、99さがネットで公表していること の周知	医務課

	2 薬物依存症者への支援	・精神保健福祉センターや県内の各保健福祉事務所での薬物依存症者とその家族に対する相談窓口の開設	・精神保健福祉センター ・各保健福祉事務所
		・薬物問題を抱えた家族に対する薬物依存家族教室の開催	精神保健福祉センター
		・薬物依存症者とその家族を対象とした電話相談窓口の開設	薬務課
		・治療情報提供、薬物依存症に関する講座の開設	・精神保健福祉センター ・障害福祉課
		・依存症治療に専門的にかかわる医療機関等の指定と周知	障害福祉課
		・薬物依存症に係る民間回復支援施設に対する相談支援及び活動費の補助	・精神保健福祉センター ・障害福祉課
第3 学校等と連携した修学支援実施のための取組	1 学校等と連携した修学支援の実施のための取組	・非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対する児童相談所での相談・支援、児童自立支援施設における受け入れ	こども家庭課 児童相談所
		・児童・生徒に対する薬物乱用防止教室の実施	・薬務課 ・保健体育課 ・法務私学課 私立中高・専修学校支援室
		・学校・警察相互連絡制度による児童生徒の非行防止の取組	・学校教育課 ・県警人身安全・少年課
		・「佐賀県児童生徒非行及び犯罪被害等防止連絡会」の開催	
		・「県警人身安全・少年課少年サポートセンター」による立ち直り支援や「居場所づくり活動」の実施	県警人身安全・少年課

		・警察 0B と学校が連携した少年の問題に対応するスクールサポーター制度の取組	
		・SNS 等に係る規範意識を醸成するためのリーフレットの作成・配布、高等学校中退者に対する進学・就労先等を紹介する支援等の取組	学校教育課
		・外部人材を活用した「いじめ対策等外部人材活用事業」の実施	
		・教育相談体制の充実のため「スクールカウンセラー配置事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施	
第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	1 特性に応じた効果的な指導の実施等	・県内矯正施設等が行う個別ケア会議参加の検討、司法機関等と連携した、依頼に応じた個別支援の実施	精神保健福祉センター
		・少年サポートセンターが中心となった少年の立ち直り支援活動「居場所づくり」活動の実施	県警人身安全・少年課
		・対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するための、地域生活定着支援センターと佐賀保護観察所が連携した月1回程度のケース会議	障害福祉課
		・「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画」に基づいた、飲酒運転や、暴力・虐待等に対する、関係機関と連携した取組	
		・暴力団離脱に向けた働きかけの継続、暴力団離脱者が社会への復帰・定着のための受入企業及び業種の拡大を図る取組	県警組織犯罪対策課

第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	1 民間協力者の活動促進	・佐賀県更生保護協会活動経費に対する補助の実施、更生保護団体等に対する九州大会等開催経費補助等支援の検討	社会福祉課
		・市町職員や県職員を対象とした、保護司勧誘のチラシ配布や、保護司活動に対する理解促進のための研修の開催の検討	社会福祉課 こども未来課
		更生保護サポートセンターの設置等に係る経費の確保に係る国への働きかけや支援の検討	
	2 広報・啓発活動の促進	・“社会を明るくする運動”を通じた保護司の活動や更生についての理解促進	社会福祉課
		・更生保護事業に功績のあった保護司に対する知事感謝状贈呈	
		・各学校等における刑事司法関係機関職員による出前授業等の周知等の協力	学校教育課
		・「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」に基づいた、刑を終えて出所した人の人権の配慮の推進	人権・同和対策課
	第6 国、市町及び民間団体との連携強化のための取組	1 国、市町及び民間団体との連携強化等	・各民間団体と連携したアディクション（依存症）フォーラムの開催、佐賀ダルクへの委託事業の実施
・佐賀県地域生活定着支援センターによる、入所中からの要介護認定や障害者手帳の取得、生活保護の事前相談等、対象者に対する社会復帰の支援			障害福祉課

		<ul style="list-style-type: none"> ・「再犯防止推進協議会」での国や関係機関、民間団体等と施策の検証及び情報の共有 	社会福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・市町の重層的支援体制整備事業実施の支援による、分野横断的で包括的な支援体制づくりの推進 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域における再犯防止施策に関する取組を推進するための、県内市町職員を対象とした会議や研修会等開催の検討 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・市町における再犯防止推進計画の策定支援 	

【参考】

佐賀県再犯防止推進協議会構成機関・団体

区 分		所 属
外部団体	有識者	佐賀県弁護士会
//	国の 関係機関	佐賀地方検察庁
//		佐賀保護観察所
//		佐賀少年刑務所
//		麓刑務所
//		佐賀少年鑑別所
//		佐賀労働局
//		民間団体
//	佐賀県保護司会連合会	
//	佐賀県地域生活定着支援センター	
//	佐賀ダルク	
//	佐賀県社会福祉協議会	
//	佐賀県就労支援事業者機構	
//	佐賀県 BBS 連盟	
//	佐賀県更生保護協会	
//	佐賀県更生保護女性連盟	
//	ギャンブル依存症リハビリ施設 COBYPLAN	
県		

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非

行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十

三号) 第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けるこ

とが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二條 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三條 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四條 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。